

下記の感染症に罹患された場合は、学校保健安全法施行規則第 19 条により出席停止となります。必ず医師の診断及び治療を受け、出席停止の期間を守って登校してください。学校内での集団感染予防のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

次頁の『学校感染症罹患届』の保護者記入欄を記入したうえで、受診した医療機関に持参して記入していただき、担任にご提出ください。

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	鳥インフルエンザ	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※ 発症した日を 0 日として数えますので、最短で 6 日間の出席停止が必要ということになります。
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ※ 発症した日を 0 日として数えますので、最短で 6 日間の出席停止が必要ということになります。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了する日まで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	全身状態が、安定している場合は登校可能であるが、長期間、便からウイルスが排出されるので、手洗いを励行する
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
その他	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽減した後、全身状態がよければ登校可能だが、手洗いを励行する
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい者は登校可能
	A 型肝炎	肝機能が正常になったものは登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態が、安定している場合は登校可能であるが、長期間、便からウイルスが排出されるので、手洗いを励行する
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後 24 時間を経過し、かつ解熱するまで

日本大学藤沢中学校校長殿

校長	高校教頭	中学教頭	教務主任	保健衛生主任	学年主任	担任

学校保健安全法施行規則第 19 条により出席停止について、下記の通りお届けいたします。

記入して医療機関にお持ちください

保護者氏名 _____ 印 _____

点線内にご記入ください

特記事項 ()

年 月 日()～ 年 月 日()の 日間